

日本におけるIFRSに関する最近の議論について

有限責任 あずさ監査法人

理事 パートナー 山田 辰己

2013年6月に、今後の日本におけるIFRSのあり方に大きな影響を及ぼす2つの文書が公表されました。1つは、6月13日付で自由民主党政務調査会・金融調査会・企業会計小委員会がまとめた「国際会計基準への対応についての提言」であり、もう1つは、6月19日付で企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」です。

自民党の提言では、我が国のIFRSに対する積極的姿勢を明確にするために、安倍首相が表明した今後3年間の「集中投資促進期間」（2016年まで）のできるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールの決定ができるようにすること、さらに、2016年末までに300社程度の企業がIFRSを適用できる状態にするような環境整備を行うべきであることなどが提案されています。

また、企業会計審議会の報告書では、IFRSの任意適用要件の緩和、日本版IFRS（報告書では「エンドースメントされたIFRS」とされているが、本原稿では「J-IFRS」と呼ぶ）の新たな導入および単体開示の簡素化といった観点から整理された当面の方針が示されています。

この自民党の提言と企業会計審議会の報告書の内容は、ほぼ同じトーンだと言えると思いますが、自民党の提言では、強制適用の是非等に関する決定をできるだけ早く行うことを促す記述があり、また、任意適用企業数を2016年までに300社程度とするなど一部でより踏み込んだ内容となっています。一方、企業会計審議会の報告書では、J-IFRS策定のためのエンドースメント手続や単体開示の簡素化に関して、より詳細な内容を含んでいます。

IFRSを巡る日本における議論は、2011年6月以降停滞または後退していますが、上述のように、その状況が変化しはじめています。本稿では、自民党の提言および企業会計審議会の報告書で示されている内容をご紹介しますとともに、そのような変化をもたらした背景についても解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



やまだ たつみ
山田 辰己
有限責任 あずさ監査法人
理事 パートナー

I 自民党の提言

自由民主党政務調査会・金融調査会・企業会計小委員会が取りまとめた「国際会計基準への対応についての提言」の構成は以下のとおりです。

1. 国際会計基準に関する経緯
2. 国際会計基準に関する現状
3. 国際会計基準へのわが国の対応に関する基本的考え方
4. 具体的な対応

自民党では、2013年5月以降、IFRSに関して、今後、日本としてどのような対応を行っていくべきかについて集中的に議論を行い、その結果を6月13日に提言として公表しました。そのなかの「4. 具体的な対応」では、①姿勢の明確化、②任意適用の拡大、③わが国の発言権の確保および④企業負担の軽減という4つの柱を立て、当面行うべき対応を示しています。これらの内容は次のとおりです。

1. 姿勢の明確化

ここでは、まず、「単一で高品質な国際基準」を作成するという目標にわが国がコミットしていることを改めて国際社会に表明すべきことに触れたうえで、安倍首相が表明した今後3年間の「集中投資促進期間」(2016年まで)のできるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを決定するよう、各方面からの意見を聴取し、議論を深めることが重要だとしています。さらに、詳細は後述しますが、モニタリング・ボードのメンバー要件として充足することを求められている「IFRSの顕著な適用」を実現するために、この要件の審査が行われる2016年末までに、300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべきだと提言しています。

このことから、今後2016年末を目指して、任意適用企業数を300社程度とするためのいろいろな動きが出てくるものと思われれます。また、わが国におけるIFRSの強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを2016年までのできるだけ早い時期に決定することを求めていることにも注目する必要があります。自民党政権のIFRSに対する積極的な姿勢が鮮明に出ているように思われます。

2. 任意適用の拡大

任意適用企業数の拡大を目指して、任意適用要件の緩和が提言されていますが、そのなかでは、IPO促進の観点も踏まえることが明示されています。また、IFRS適用拡大に向けた実効性のあるインセンティブの検討を含めることが提言されており、具体的には、自民党経済再生本部が本年5月に公表した中間提言に示されている、IFRSの導入や独立社外取締役の採用など経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成される、いわゆる「グローバル300」という新指数の創設を実現すべきことが示されています。

3. わが国の発言権の確保

IFRS策定にかかわるポストの確保などわが国の発言権の確保が不可欠である点が指摘されています。また、わが国の従来からの主張を明確に発信していく観点から、指定国際会計基準に加えて、IFRSの内容を個別に検討してわが国の会計基準として取り入れるシステム(J-IFRSの導入)の検討を行うべきことも提言されています。

4. 企業負担の軽減

IFRS適用に伴う実務負担の軽減に努力すべきこと、また、金融商品取引法においては連結財務諸表の開示が中心である

ことを踏まえて、単体開示の簡素化を図るべきことが提言されています。

II 企業会計審議会での議論

企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の構成は以下のとおりです。

1. はじめに
2. IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方
3. IFRS任意適用要件の緩和
4. IFRSの適用の方法
5. 単体開示の簡素化

企業会計審議会の報告書では、「2. IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方」において、わが国の基本的な立場を明確にしたうえで、IFRSの任意適用の積み上げを図ることを目的として、当面の方針として、「IFRS任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法(J-IFRSの導入)」および「単体開示の簡素化」という3つの観点についての考え方が整理されています。

1. 基本的な考え方

ここでは、「単一で高品質な国際基準」の重要性を認識しながら、わが国がIFRSの策定に対して発言権を確保していくことがとりわけ重要であると指摘しています。また、わが国にとって、今後数年間が重要な期間だと認識の下、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要だとしています。

そして、以下で紹介する「任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法(J-IFRSの導入)」および「単体開示の簡素化」のほか、次の点についての考え方が述べられています。

- ・ 新たに開発することとされている新指数(既述の「グローバル300」を指すものと思量される)の対象企業の選定にあたって、IFRSの適用を考慮することが期待される。
- ・ わが国におけるIFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にはないが、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方、米国の動向およびIFRSの開発状況等の国際的情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当である。仮に強制適用をする場合でも、十分な準備期間を設ける必要がある。
- ・ わが国のIFRSに対する発言強化のための取組みなどを継続していく必要がある。

2. IFRS任意適用要件の緩和

指定国際会計基準を任意で適用するためには、連結財務諸表規則で定める次のような要件を満たした「特定会社」でなけ

ればならないとされています（連結財規第1条の2）。

- (a) 上場企業であること。
- (b) 有価証券報告書で、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- (c) 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること。
- (d) 当該会社、その親会社、その他の関係会社または当該その他の関係会社の親会社が、次の要件のいずれかを満たすこと。
 - ・外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ・外国金融商品市場の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ・外国に連結子会社（連結決算日における資本金の額が20億円以上のものに限り）を有していること。

報告書では、特定会社となるためのこのような要件を緩和することによって、任意適用する企業数の増加が見込まれ、このことが、わが国の発言力の確保等に資することになることが、指摘されています。また、このような要件緩和は、上場準備段階からIFRSの適用を希望するIPO企業の負担が軽減されるなど、新興市場の育成という観点からも有用だと指摘されています。このような観点から、任意適用要件の緩和としては、上記4つのうち、(c)のみを存続させ、それ以外の要件を撤廃すべきことが提案されています。

3. IFRSの適用の方法（J-IFRSの導入）

現在、日本では、日本基準、米国会計基準および指定国際会計基準という3つの基準に基づいて連結財務諸表を作成することができます。特に、指定国際会計基準では、IASBが2012年10月31日までに作成したIFRSが、カーブアウトすることなく指定されており、任意適用する企業はこれらのIFRSを適用しなければなりません（これは、金融商品に関するIFRS第9号を承認していないEUに比べて、かなり進んでいると言えます）。

現行規定においても、指定国際会計基準の指定に際して、IFRSの一部を指定しないことができることになっていますが、一部基準を修正する手続などが明確化されておらず、実質的に、カーブアウトが行われていない状態になっています。このようなことから、報告書では、これら3つに加えて、IFRSをベースとするものの、わが国で懸念のある会計処理を除外することのできる指定国際会計基準（「J-IFRS」）を新たに導入することが提案されています。J-IFRSの下では、IFRSをわが国に取り入れる際に、個別のIFRSを検討し、必要があれば一部基準を削除または修正して採択するエンドースメントという仕組みが設けられます。企業会計審議会で議論された資料を見ますと、「IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判

断基準としては、公益および投資は保護の観点から、例えば、以下の点を勘案することが考えられるのではないかと、次のような3つの例が示されています（報告書では、のれんの非償却など、具体的な会計処理についての言及はありませんが、(a)から(c)に示している3つの論点（タイトル）は明示されています）。

- (a) 会計基準に係る考え方の相違
 - ・ノン・リサイクリング
 - ・のれんの非償却
- (b) 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない）
 - ・非上場株式の公正価値測定
- (c) 周辺制度との関連等（各種業規制などと関連して適用が困難または多大なコストを要するもの）
 - ・子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い

報告書では、このようなJ-IFRSの導入については、わが国が考える「あるべきIFRS」あるいは「わが国に適したIFRS」の姿を示すことができる、わが国として受け入れがたい基準があった場合にカーブアウトを検討できるなどのメリットがあるものの、わが国で使用できる会計基準が4つとなるため、制度としてわかりにくく、利用者利便に反するという懸念があると指摘されています。その上で、そのような4つの基準の併存については、「大きな収斂の流れの中での1つのステップとして位置付けることが適切である」と説明されています。

また、J-IFRSの導入は、「強制適用を前提としたものではなく、IFRSの任意適用企業を対象としたものとして位置付けるべきである」とも指摘されており、さらに、「IFRSのエンドースメント手続が導入されたとしても、現行の日本基準について、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応していくことが重要であることは言うまでもない」とも記述され、日本基準とIFRSのコンバージェンスも継続すべきことが提案されています。

具体的なエンドースメント手続では、企業会計基準委員会（ASBJ）において、どのような項目を削除または修正するののかの検討が行われ、そこで決定されたものを個別に金融庁が指定する方式が考えられています。

このほか、修正項目の数が多いと、IFRS策定に対するわが国の発言力確保等への影響が生じるのではないかと懸念から、「削除または修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである」と提言されており、修正項目は、かなり限定されるのではないかと考えられます。今後、ASBJによって検討されることとなりますが、どの程度の期間で当初のエンドースメント手続が完了するのか、また、どのような項目が削除または修正の対象になるかは、現時点でははっきりしていません。

4. 単体開示の簡素化

報告書では、次のような考え方の下で、金商法における単体開示の簡素化を図ることが適切だと指摘しています。

- (a) 本表（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）に関しては、会社法の要求水準に統一することを基本とする。
- (b) 注記、附属明細表、主な資産および負債の内容に関しては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本とする。また、金商法の連結財務諸表で十分な情報開示が行われている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本とする。それ以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト等を斟酌したうえで、従来どおりの開示が必要が否かについて検討すべきである。
- (c) 単体開示の情報が少なくなることへの懸念に対応しつつ、金商法の単体財務諸表と会社法の計算書類の統一を図る観点から、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報の充実や、注記等の記載内容を非財務情報として開示することなどについて検討すべきである。
- (d) 単体開示のみの会社については、基本的に見直しを行うべきではない。
- (e) 規制業種については、所管省庁の意見も聴取しながら検討を行う必要がある。

Ⅲ 2013年6月の提言・報告書の背景

次に、自民党での提言の検討や企業会計審議会での議論の背景にある国際的な動きについて触れることにします。

鍵となるのは、日本（ないしは金融庁）がIFRSの設定過程において発言力を維持するために、2016年末までに日本におけ

るIFRSの適用企業の数がある程度増えていなければならないという状況に日本が置かれているという事実です。少々長くなりますが、順を追って記述することにします。

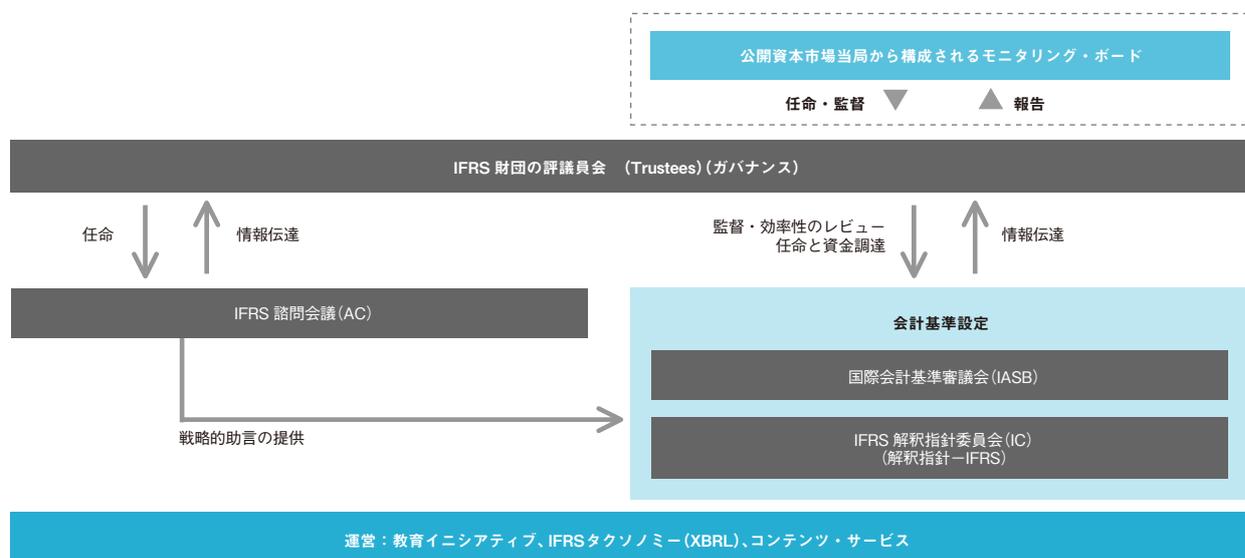
1. モニタリング・ボードのメンバーの責任（権限）とその改訂

金融庁は、IFRS財団のなかにある証券規制当局をメンバーとする「モニタリング・ボード（Monitoring Board）」のメンバーです（図表1参照）。モニタリング・ボードは、2009年1月15日の定款改訂によって、IFRS財団の新たな組織として追加され、現在のメンバーは、EC（欧州委員会）の責任者、IOSCO（証券監督者国際機構）の新興市場委員会議長およびテクニカル委員会議長、金融庁長官ならびにSEC委員長の5名から構成され、さらに、銀行監督に関するパーゼル委員会委員長がオブザーバーとして参加しています。そして、モニタリング・ボードは、次の責任を負うこととされています。

- (a) 評議員の選任過程に参加し、評議員の選任を承認する。
- (b) 評議員の責任の遂行に関して、レビューを行うとともに助言を提供する。評議員は、書面による年次報告をモニタリング・ボードに行う。
- (c) 評議員またはそのサブグループとの会合を少なくとも1年に1度は行う（必要に応じてさらに会合を持つ）。モニタリング・ボードは、評議員または評議員会議長（必要ならIASB議長も含めて）に対して、評議員またはIASBのあらゆる活動に関して会合することを求める権限を有する。これらの会議では、モニタリング・ボードが、IFRS財団またはIASBに適時な検討を求めた論点およびそれらについてIFRS財団またはIASBが考えた解決案に関する議論等を行う。

このように、モニタリング・ボードは、国際会計基準審議会（IASB）およびIFRS解釈指針委員会が所属しているIFRS財団

図表1 IFRS財団の組織



出典：IFRS財団ホームページに掲載のものを翻訳し、加筆して作成

の運営に関して大きな影響力を有しています。そのため、わが国がモニタリング・ボードのメンバーであることは、国際的な発言力を維持するなどのために大変重要となります。ところが、その権限の重要性から、そのメンバーシップに対しては、IFRSを採用することを明確にしている米国や日本が参加していること、さらに、発展途上国などの証券規制当局が参加していないなどに関して批判があります。このような批判に対応するため、メンバーの資格要件が明確化され、この資格要件に基づいて、メンバー国を拡大するという見直しが行われました。

2. 2012年2月のモニタリング・ボード報告書

見直しの結果、2012年2月に「IFRS財団ガバナンス改革に関する報告書 (Final Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance)」がモニタリング・ボードから公表されました。そのなかでは、モニタリング・ボードのメンバーを現在の5名から、発展途上国を含めて最大11名に拡大することが決定されたことが明記されました。さらに、11名は、常任メンバー9名および交代メンバー2名とすることも決定されました。そして、メンバーとなるためには、次の3つの資格要件を満たす必要があることが示されました。

- (a) 資本市場当局であること、
- (b) IFRS を国内資本市場で使用していること、および
- (c) 資金の拠出を行うこと

このうち上記 (b) の「IFRS国内資本市場で使用していること」という要件のより細かな内容は、この報告書では明らかにされず、さらに検討することとされていました。

3. 2013年3月の「国内使用」の評価ポイントの公表

2013年3月に、「国内使用」を評価するためのポイントについてモニタリング・ボードで合意されたことがプレスリリースされました。このなかで、この問題は、歴史的にはクロスボーダーな資金調達におけるIFRSの使用という文脈で議論されてきましたが、今後は、各国の国内での財務報告システムにおいてIFRSが利用されることに重心を移してきていることが明確に述べられており、このような重心の移動が起っていることを理解することが重要です。そして、モニタリング・ボード・メンバーの2016年の資格要件の評価からは、国内の財務報告でのIFRSの利用が評価対象になることも明確に述べられています。その上で、具体的には、IFRSがそれぞれの市場で「顕著な適用 (prominent application)」がなされていることが必要だと指摘しています。このように、2016年にIFRSの国内における顕著な適用が評価されるため、自民党の提言では2016年までに300社程度の任意適用を目指すことが明示されることに

なったものと推測されます。

モニタリング・ボードが合意した「IFRSの国内使用」の評価に関する6つのポイントは次のとおりです。筆者は、特に、下線を引いたところが重要ではないかと考えています。すなわち、日本は、任意適用を継続することを選択することが可能であり、さらに、2016年までにIFRSを顕著に適用している状況を作るか、または、それが無理としても、2016年の段階でIFRSの顕著な適用といえる状況に移行できる意思決定が行われていれば、その時点では必ずしも顕著な適用となっていなくてもよいのではないかと考えています。したがって、自民党の提言に基づいて、2016年までに300社程度がIFRSを任意適用を開始するか、または、その時点で近い将来IFRSを任意適用することを表明していれば、国内使用の適格要件は満たすことはできるのではないかと考えています。

【国内使用の評価に関する6つのポイント】

【全般】

- ① 当該国は、IFRSに移行し、かつ、単一の1組の国際基準のグローバルな需要を促進することを最終目標とすることに明確にコミットしていること。このコミットメントは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表にIFRSの適用を強制するかまたは許容し、実際にIFRSが顕著に適用されているか、もしくは、合理的な期間のうちにそのような状況に移行することに関する意思決定を行っていることにより裏付けられる。
- ② 適用されるIFRSは、IASBが開発したIFRSと本質的に同じもの (essentially aligned) でなければならないが、起こり得る例外は、基準またはその一部が、当該国の経済的もしくはその他の状況に適合していない、または、公共の利害に反するという場合に限定される。ある基準またはその一部を開発するデュー・プロセスへの準拠に欠陥がある場合にも例外または一時的な適用中止が許容される。

【定量的要素】

- ③ 当該国は、資本市場の時価総額の規模、上場企業数およびクロスボーダーな資本活動に基づいて (すなわち、これらの活動が活発であれば)、グローバルという文脈における資金調達的主要市場であると考えられる。

【定性的要素】

- ④ 当該国は、IFRSの設定に対する資金拠出を継続的に行っている。
- ⑤ 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行のメカニズムを整備し、実施している。
- ⑥ 関連する国または地域の会計基準設定主体が存在する場合には、当該設定主体が、IFRSの開発に積極的に貢献することをコミットしている。

なお、モニタリング・ボードは、2013年3月のプレスリリースを受けて、2013年5月2日に、新規メンバーの選任および既存メンバーの適格性の評価を2013年中に終了する旨のプレスリリースを公表しています。また、新メンバー候補の募集を行うプレスリリースも2013年5月20日に公表されています。モニタリング・ボードは、2013年中に、既存メンバーの資格要件の評価および新メンバーの選任の作業を終了する予定です。

Ⅳ おわりに

既に詳細をご紹介したように、2013年6月の自民党の提言および企業会計審議化の報告書を受けて、日本におけるIFRS導入の議論は、新しい段階に入ったように感じられます。モニタリング・ボードのメンバーの資格要件のなかで、IFRSの顕著な適用が強く打ち出されたことから、その評価の行われる2016年までに、任意適用企業数が300社程度が妥当なのかどうかははっきりしないものの、現在より多くの企業がIFRSを任意適用しなければならない状況が明確になってきたと言えます（IFRSの顕著な適用を、企業数で捉えるのか、それとも、それ以外の、例えば、証券市場の時価総額に占めるIFRS適用企業の時価総額の割合で捉えるのかなどは明確でないと思われます）。企業には、このような変化に対応して、IFRSの任意適用を選択するのか、それとも、もし、J-IFRSが制度化される場合には、J-IFRSを採用するのか、大きな選択をしなければならない時期が近い将来に到来するよう感じられます。これは、大きな経営上の判断だと言え、今後の状況の展開を注意深く見極める必要があります。

IFRS 設定の背景

—基本事項の決定・従業員給付—



2013年3月刊
【著】前IASB理事
山田辰己
税務経理協会
244頁 / 3,990円(税込)

—金融商品—



2013年3月刊
【著】前IASB理事
山田辰己
税務経理協会
540頁 / 6,510円(税込)

本書は、2001年4月から2011年6月までの10年にわたり国際会計基準審議会（IASB）の理事を務めた筆者が、2011年に大きな改訂が行われたIAS第19号「従業員給付」と、理解することが難解だと言われている金融商品に関するIAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」およびIFRS第9号「金融商品」という2つのテーマについて、在職時に書き続けてきた「IASB会議報告」をもとに議論の展開を取りまとめたものです。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.